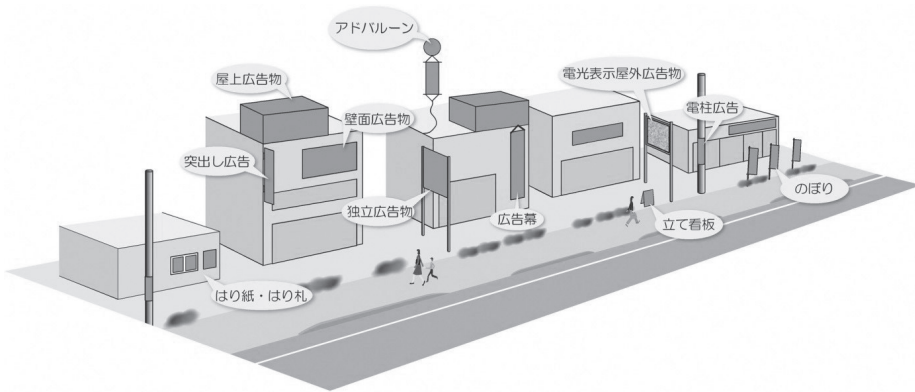


屋外広告物の表示には ルールがあります

屋外広告物は、日常生活に必要な情報を提供するとともに、街のにぎわいを演出するなど大切な役割を担っています。しかし、屋外広告物が無秩序に設置されれば、景観を損ねるだけでなく、時には思わぬ事故を招くこともあります。

和歌山県では屋外広告物が適正に



和歌山県屋外広告物条例の詳細については和歌山県 県土整備部 都市政策課のホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080900/index.html>) をご覧ください。

設置されるよう和歌山県屋外広告物条例によりルールを定めており、屋外広告物を設置する際には、町の許可を受ける必要があります。また、表示・設置できない場所や広告物の大きさ、高さなどの基準があるのでご相談ください。

問 建設課（吉備庁舎）

（仮称）紀中ウインドファーム事業 計画段階環境配慮書の縦覧 ・説明会の開催

環境影響評価法に基づき、（仮称）紀中ウインドファーム事業の計画段階環境配慮書を次のとおり縦覧します。

● 事業について

- ・ 事業者／住友林業株式会社・電源開発株式会社（2社の共同事業）
- ・ 事業名称／（仮称）紀中ウインドファーム事業
- ・ 事業概要／当町と日高川町の行政境付近の白馬林道周辺で計画する風力発電事業で、発電所の出力は最大で8万6000kW（単機出力最大4300kW程度×最大20基程度）を計画しています。
- ・ 縦覧場所／吉備庁舎1階ロビー・金屋庁舎1階ロビー・清水行政局1階ロビー・地域交流センター（ALEC）、日高川町役場など

- ・ 縦覧期間／5月中旬～6月中旬
- ※ 電子縦覧／<https://www.jpower.co.jp/sustainability/environment/assessment/wind.html>

● 説明会

- ・ 日時／5月下旬頃または6月上旬頃

● 意見書の提出

計画段階環境配慮書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、書面により提出できます。なお、自由書式ですが、提出書式は電子縦覧のホームページからもダウンロードできます。

- ・ 提出方法／氏名・住所・配慮書の名称・ご意見を記載し、郵送または縦覧場所に設置の意見書箱へ投函ください。
- ・ 提出期限／令和2年（2020年）6月中旬

- ・ 提出先／〒104-8165 東京都中央区銀座六丁目15番1号 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室宛

● その他／具体的な日程は日刊紙でお知らせします。

問 電源開発株式会社 風力事業部 事業推進室

☎ 03-3546-9600（平日9時～17時）